

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、指定基準に則り、重点区域における歴史的風致維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物に指定し、保存を図っていく。

また、重点区域内の歴史的建造物を継続的に調査し、随時追加して指定していく。

2. 歴史的風致形成建造物の指定基準

- (1)文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
- (2)長野県文化財保護条例(昭和50年条例第44号)第4条第1項に基づく県宝、同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
- (3)千曲市文化財保護条例(平成15年千曲市条例第124号)第4条第1項に基づく千曲市指定有形文化財、同条例第31条第1項に基づく千曲市指定史跡名勝天然記念物
- (4)千曲市美しいまちづくり景観条例(平成18年千曲市条例第33号)第18条第1項に基づく景観形成重要建築物
- (5)千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成25年千曲市条例第28号)第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物
- (6)その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

3. 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。

歴史的風致形成建造物の候補として、稲荷山・桑原・八幡地区においては、稲荷山伝統的建造物群保存地区の町なみや、武水別神社本殿を始めとした社殿群、武水別神社神官松田邸の建物群などが想定される。更級・姨捨地区においては、佐良志奈神社の社殿群が、戸倉上山田温泉地区においては、登録有形文化財である笹屋ホテル別荘、戸倉地区においては、登録有形文化財である坂井銘醸、寿高原食品四階倉庫、瀧澤家住宅が想定される。

4. 歴史的風致形成建造物指定一覧

第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、以下のとおりであり、第2期計画においても引き続き指定していく。

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
1	松田家斎館(神主家)を含む松田館跡 	個人 千曲市 江戸時代中期～ 明治時代前期	平成29年 (2017)4月6日 県宝 市指定有形文化財	更級の名月 と姨捨の棚 田にみる歴 史的風致

5. 歴史的風致形成建造物候補一覧

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は以下のとおりである。

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定基準	関連歴史的 風致
1	旧米清 	千曲市 明治時代前期～ 明治時代中期	重要伝統的建造物 群保存地区におけ る伝統的建造物	善光寺街道 沿いにみる 歴史的風致
2	日本聖公会中部教区 稲荷山諸聖徒教会 	日本聖公会中部 教区稲荷山諸聖 徒教会 昭和8年 (1933)	登録有形文化財	善光寺街道 沿いにみる 歴史的風致
3	長野銘醸 	個人 江戸時代後期～ 大正10年 (1921)	登録有形文化財	善光寺街道 沿いにみる 歴史的風致

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定基準	関連歴史的 風致
4	<p>武水別神社</p> 	<p>武水別神社 室町時代後期～ 江戸時代後期</p>	<p>県宝 築50年以上</p>	<p>更級の名月 と姨捨の棚 田にみる歴 史的風致</p>
5	<p>坂井銘醸</p> 	<p>企業 江戸時代中期～ 昭和初期</p>	<p>登録有形文化財</p>	<p>北国街道沿 いにみる歴 史的風致</p>
6	<p>瀧澤家住宅</p> 	<p>個人 江戸時代中期</p>	<p>登録有形文化財</p>	<p>北国街道沿 いにみる歴 史的風致</p>
7	<p>寿高原食品四階倉庫</p> 	<p>個人 大正4年(1915)</p>	<p>登録有形文化財</p>	<p>北国街道沿 いにみる歴 史的風致</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	名称 外観	所有者 建築年	指定基準	関連歴史的 風致
8	<p style="text-align: center;">佐良志奈神社</p> 	<p style="text-align: center;">佐良志奈神社 江戸時代後期</p>	<p style="text-align: center;">築 50 年以上</p>	<p style="text-align: center;">更級の名月 と姨捨の棚 田にみる歴 史的風致</p>